第四節　復興庁関係

（復興庁組織令の一部改正）

第二十二条　復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項の表職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令の一部改正）

第二十三条　復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令（平成二十四年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第十三号中「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に改める。

第五節　総務省関係

（公職選挙法施行令の一部改正）

第二十四条　公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第九十条第二項中「特定独立行政法人（」を「行政執行法人（」に、「第二条第二項に規定する特定独立行政法人」を「第二条第四項に規定する行政執行法人」に改める。

（電波法関係手数料令の一部改正）

第二十五条　電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第四項中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第二十六条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第二号中「独立行政法人科学技術振興機構（」を「国立研究開発法人科学技術振興機構（独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号。以下「平成二十六年独法整備法」という。）第八十五条の規定による改正前の」に改め、「平成十四年法律第百五十八号）」の下に「第三条の独立行政法人科学技術振興機構、同法」を加え、「独立行政法人宇宙航空研究開発機構（」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（平成二十六年独法整備法第八十八条の規定による改正前の」に改め、「平成十四年法律第百六十六号」を「平成二十六年独法整備法第九十七条の規定による改正前の」に改め、「平成十六年法律第百五十五号）」の下に「第三条の独立行政法人日本原子力研究開発機構（平成二十六年独法整備法第九十七条の規定による改正前の」に改め、「平成十六年法律第百五十五号）」の下に「第三条の独立行政法人日本原子力研究開発機構（」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（平成二十六年独法整備法第八十七条の規定による改正前の」に改め、「平成十四年法律第百六十号）」の下に「第二条の独立行政法人理化学研究所及び同法」を加え、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（平成二十六年独法整備法第百七十三条の規定による改正前の」に改め、「平成十四年法律第百四十五号）」の下に「第三条の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（平成二十六年独法整備法第百四十五号）」を加え、同条第五号中「独立行政法人海洋研究開発機構（」を「国立研究開発法人海洋研究開発機構（平成二十六年独法整備法第九十二条の規定による改正前の」に改め、「平成十五年法律第九十五号）」の下に「第三条の独立行政法人海洋研究開発機構及び同法」を加える。

第四十三条第六項第二号中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構（」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（平成二十六年独法整備法第八十八条の規定による改正前の」に改め、「独立行政法人宇宙航空研究開発機構法」の下に「第三条の独立行政法人宇宙航空研究開発機構（」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（平成二十六年独法整備法第八十八条の規定による改正前の」に改め、「独立行政法人科学技術振興機構（」を「国立研究開発法人科学技術振興機構（平成二十六年独法整備法第八十五条の規定による改正前の」に改め、「独立行政法人科学技術振興機構法」の下に「第三条の独立行政法人科学技術振興機構（」を「国立研究開発法人科学技術振興機構（平成二十六年独法整備法第九十七条の規定による改正前の独立行政法人日本原子力研究開発機構法第三条の」を加え、「、独立行政法人理化学研究所（」を「を含む。）、国立研究開発法人理化学研究所（平成二十六年独法整備法第八十七条の規定による改正前の」に改め、「独立行政法人理化学研究所法」の下に「第二条の独立行政法人理化学研究所及び同法」を加え、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（平成二十六年独法整備法第百七十三条の規定による改正前の」に改め、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」の下に「第三条の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構及び同法」を加え、同項第五号中「独立行政法人海洋研究開発機構（」を「国立研究開発法人海洋研究開発機構（平成二十六年独法整備法第九十二条の規定による改正前の」に改め、「独立行政法人海洋研究開発機構法」の下に「第三条の独立行政法人海洋研究開発機構及び同法」を加え、「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改める。

（行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令の一部改正）

第二十七条　行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一号中「独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立長寿医療研究センター」を「国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センター」に改める。

（総務省組織令の一部改正）

第二十八条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号から第二十九号までを一号ずつ繰り上げる。

第六条第四号イ中「（第二号の規定による評価に関連する場合に限る。）」を削る。

第十条中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とし、同条第十七号中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十八号中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」に改め、同号を同条第十七号とする。

第十一条第一項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「第十三号」を「第十二号」に、「第十六号及び第十七号」を「第十五号及び第十六号」に改める。

第十三条第一項第九号を削る。

第二十五条中第六号を削り、第七号を第六号とする。

第六十九条第五号を削り、同条第六号中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に改め、同号を同条第五号とする。

第七十一条第四号中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」に改める。

第八十九条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第百十一条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

附則第六条第一項中「第十七号」を「第十六号」に改める。

附則第十六条を次のように改める。

第十六条　削除